

大和市告示第62号

大和市雨水貯留槽購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市雨水貯留槽購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市雨水貯留槽購入費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「乗じた」を「乗じて得た」に、「30,000円」を「15,000円」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第5条第1項中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改める。

第6条中「内容」を「その内容」に、「適当と認めたものについては、補助金の交付の決定」を「交付の適否を決定し、その結果」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。